第十六条の五第一項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

３　第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。）が同条第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することにより異動届出書を提出する場合（当該特定法人に係る実質的支配者のこれらの号に定める居住地国が外国である場合に限る。）について準用する。

第十六条の六の見出し中「報告金融機関等による」を「既存特定取引契約者等の」に改め、同条第一項中「第十六条の三第十一項各号及び第十二項各号」を「第十六条の三第十四項各号及び第十五項各号」に改め、同条第三項中「第十六条の三第十一項第一号及び第二号」を「第十六条の三第十一項各号及び第十二項各号」に改め、同条第四項中「第十六条の三第十一項各号及び第十二項各号」を「第十六条の三第十四項各号及び第十五項各号」に改め、同条第五項中「第十六条の三第八項」を「第十六条の三第九項の規定は令第六条の五第十四項において準用する令第六条の三第十九項第二号ロに規定する総務省令、財務省令で定める法人について、第十六条の三第十項」に、「第六条の三第二十項」を「第六条の三第二十二項」に、「第十六条の三第九項」を「第十六条の三第十一項」に改める。

第十六条の八第一項第二号イ中「。以下この号」を「。ロ」に改め、同項第五号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項に次の一号を加える。

七　令第六条の七各号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ　報告金融機関等との間でその営業所等を通じて当該取引を行う者（内国法人に限るものとし、特定組合員等である者を除く。ロにおいて同じ。）が死亡した場合において、当該個人に係る遺産（当該取引に係る契約に係るものに限る。）が遺産法人等であるとき（当該報告金融機関等が当該個人の死亡診断書、死体検案書その他当該個人の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写しのいずれかを取得しているときに限る。）における当該取引に係る契約

ロ　報告金融機関等との間でその営業所等を通じて当該取引に係る契約を締結していた者（個人に限るものとし、特定組合員等である者を除く。）が遺産法人等（当該遺産法人等に係る被相続人の居住地国が我が国である場合における当該遺産法人等に限る。）である場合における当該取引に係る契約

第十六条の九第十号中「匿名組合契約（令第六条の九第一項に規定する契約を含む。）」を「令第六条の六第一項第五号ロに規定する匿名組合契約」に改める。

第十六条の十中「第十条の五第七項第五号」を「第十条の五第八項第五号」に改める。

第十六条の十一第一項中「第十条の五第八項」を「第十条の五第九項」に改める。

第十六条の十二第一項第一号イ中「特定取引を行った者が特定組合員である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員が締結している組合契約によつて成立する組合とする。以下この号」を「次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの。イ及びロ」に、「住所」を「住所（⑵に定める者にあつては、その者の死亡の時における住所）」に改め、同号イに次のように加える。

⑴　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定組合員等である場合（⑵に掲げる場合を除く。）　当該報告対象契約に係る特定取引をその業務として行つた当該特定組合員等に係る組合等

⑵　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者（当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。）が遺産法人等である場合　当該遺産法人等に係る被相続人

第十六条の十二第一項第一号ロ中「行つた者」の下に「（当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定信託受託者である場合には、当該特定信託受託者。ロにおいて同じ。）」を加え、「その者が」を削り、「）において」の下に「当該特定取引を行つた者の」を加え、「を有する」を「がある」に改め、同号ハ中「（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。ホにおいて同じ。）」を削る。

第十六条の十二第二項中「第六条の十二第四項」を「第六条の十三第四項」に改め、同条第八項中「法第二条第二号に規定する租税条約等の」を削る。

第十六条の十三第一項中「同条第四項の規定による」を削り、「（次項第一号」を「（次項第一号」に改め、同条第二項中「第十条の七第一項」を「第十条の八第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる事項のうち法第十条の七の規定の適用に係るものがある場合には、次に掲げる事項

イ　当該事項につき法第十条の七の規定の適用がないものとした場合における前三号に掲げる事項

ロ　当該事項に係る特定行為（法第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為をいう。ロにおいて同じ。）の内容及び当該特定行為が同条第一項又は第二項の主たる目的の一つとして行われたものであることについての事情の詳細

第十六条の十三第三項中「第十条の七第二項」を「第十条の八第二項」に改める。

第十六条の十四中「第十条の八第二項」を「第十条の九第二項」に改める。

（国税質問検査章規則の一部改正）

第二条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第十条の九」を「第十条の十」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第十六条の二第六項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の五第一項の特定取引を行う場合について適用する。

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続等に関する経過措置）

第三条　報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。附則第六条において同じ。）が旧法第十条の五第二項の規定により特定対象者をいう。附則第六条において同じ。）の住所等所在地国（旧法第十条の五第二項に規定する住所等所在地国をいう。附則第六条において同じ。）と認められる国又は地域の特定をした場合において、次の各号に掲げる場合に該当していたとき（施行日の前日において、当該特定をした国又は地域が旧法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国以外の国又は地域（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十七条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国を除く。）であるときに限る。）は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める措置をとったものとみなして、同項の規定を適用する。

一　当該特定をした日（以下この項において「特定日」という。）から施行日の前日（同日が当該特定日から一年を経過する日後に到来する場合（施行日の前日が当該特定日から二年を経過する日以後に到来する場合を除く。）に限る。）までの間のうち、当該特定日から一年を経過する日まで及び同日の翌日から施行日の前日までのそれぞれの期間内において、少なくとも一回、第一条による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（次号及び附則第七条において「旧規則」という。）第十六条の三第九項の規定による措置をとっていた場合　当該特定をした国又は地域が新法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国に該当することとなった日（次号において「該当日」という。）から二年を経過する日までの間、年一回、新規則第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。